

令和2年度粕屋町情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

第1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和2年度の公文書の開示請求件数は 127 件です。
開示請求者別内訳は次のとおりです。(表1)

表1

開示請求者の区分	件数
町の区域内に住所を有する個人	94
町の区域外に住所を有する個人	13
町の区域内に事務所を有する法人その他の団体	3
町の区域外に事務所を有する法人その他の団体	17
合 計	127

(2) 実施機関別開示請求状況及び決定状況(表2)

表2

所管	請求件数	開示請求の主な内容	決定等の状況						
			開示	部分開示	非開示	不存在	却下	取下げ	
町長	総務課	13	町有地に関する書類他	2	6	3	1		1
	税務課	4	土地の評価明細・評価額算定方法・評価内容他	4					
	総合窓口課	2	住民票の取得履歴他				2		
	介護福祉課	2	要介護認定結果に関する資料他	2					
	都市計画課	4	住居表示に関する資料他	4					
	地域振興課	3	農区に関する資料他	1	1		1		
	道路環境整備課	5	粕屋町清掃センターに関する資料他	1	3	1	3		
教育委員会	社会教育課	2	埋蔵文化財発掘調査に関する内容他	1			1		
	学校教育課	90	教育支援委員会資料・教科書選定に関する資料	1	88				1
	学校給食共同調理場	1	学校給食共同調理場整備運営事業に関する書類			1			
議会事務局	1	学校給食共同調理場整備運営事業に関する書類			1				

※1件の請求に複数の内容が含まれている場合がありますので、請求件数と決定状況が一致しないことがあります。

(3) 部分開示と非開示理由の状況

開示請求に対する決定の状況(表2)のうち、部分開示と非開示の決定状況は次のとおりです。(表3)

表3

非開示事由の内容	件数
個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され、又は識別され得るもの	80
法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの	3
町の機関内部若しくは機関相互間又は町と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの	12
町又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他町又は国等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの	3
開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他町民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報	11
開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき。	3
開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの	5
法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	1
個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	3
町の機関若しくは国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	3

※請求内容によっては、複数の事由に該当する場合がありますので、表2の決定状況と表3の合計件数が一致しないことがあります。

第2 不服申立ての状況

令和2年度は、開示決定等に対する審査請求(不服申立て)が3件ありました。

第3 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会

(1) 審査会の設置

粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例及び規則の規定に基づき町長の附属機関としてその都度設置されます。

(2) 粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員

粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員は、現在3名(弁護士2名、大学教員1名)で組織され、委員の任期は2年となっています。